

情報公開・個人情報保護審議会

第7回 特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：平成27年11月10日(火) 午後6時～午後7時20分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター2階 市政情報室

3 出席者：

(1) 部会委員

多賀谷一照部会長、稲垣総一郎委員、藤谷護人委員

(2) オブザーバー委員

内山洋委員

(3) 事務局

金森政策法務課市政情報室長、石川同課主査、土井同課主任主事、中村同課主事

(4) 実施機関

(業務改革推進課)

小林業務改革推進課主査、豊田同課主任主事

(情報システム課)

上原情報システム課長補佐、福澤同課主査、倉智同課主事

(区政推進課)

時田区政推進課長、金澤同課主査

(健康保険課)

大木健康保険課長補佐、安藤同課主査、梶原同課主事

4 議 事：

(1) 市民意見聴取の結果について

(2) 全項目評価書の第三者点検について

ア 住民記録システム（住民基本台帳に関する事務）

(3) その他

5 議事の概要：

(1) 市民意見聴取の結果について

平成27年10月6日から11月4日の期間に、市のホームページ等で実施した市民意見聴取の結果について、報告した。

(2) 全項目評価書の第三者点検について

実施機関から再委託等の説明を受けて、意見交換をした。保護評価部会から審議会（全体会）への報告書については、12月24日の審議会へ提出することとした。

(3) その他

ア 実施機関から、後期高齢者医療事務に係る広域連合の標準システムの取扱いについて説明し、意見交換をした。

イ 議事録の確定方法について確認した。

6 会議経過：

(金森市政情報室長) 本日は、大変お忙しい中、また遅い時間にご出席いただきまして、

誠にありがとうございます。市政情報室長の金森でございます。

それでは、多賀谷部会長さん、よろしく願いいたします。

(多賀谷部会長) ただいまから、第7回特定個人情報保護評価部会を開催します。

本日、部会委員は全員出席です。また、内山委員におかれましては、ご希望がありましたので、オブザーバーとして出席していただいております。

◆議事(1) 市民意見聴取に係る報告について

(多賀谷部会長) それでは、議事(1)「市民意見聴取に係る報告について」を議題とします。事務局から、ご報告をお願いします。

【事務局の説明】

(金森市政情報室長) まず、説明に先立ちまして、資料の概略をご説明したいと思います。

本日の配布資料は、資料1から資料4まででございます。

まず、資料1は「特定個人情報保護評価スケジュールについて」です。

資料2は「市民意見聴取の結果について」です。

資料3は「全項目評価書(住民基本台帳に関する事務)」です。この評価書について、本日ご審議いただき、12月24日の第18回情報公開・個人情報保護審査会(全体会)において、部会から報告することになります。

資料4は、「部会委員からの質問事項について(第6回部会)」です。これは、10月26日の情報公開・個人情報保護審査会における答申で「引き続き検討されたい」とされました、後期高齢者医療事務に関する質問事項等に関する千葉市の対応を取りまとめたものでございます。

今回も資料とは別に「保護評価関係資料」として、皆様のお手元にファイルを配布しております。こちらは、評価の参考となる番号法の逐条解説や国の評価指針などと併せて、前回の部会の議事録などを綴ったものでございます。

また、前回の部会で配布いたしました、広域連合と委託先の契約書と、前回ご質問いただきました、千葉市住民記録システム開発・保守サービスの契約書及びその説明資料も、併せて配布しております。

それでは、資料1「特定個人情報保護評価スケジュールについて」をご覧ください。

今年度は事務を3つにグループ分けして評価を行っています。3つ目のグループに「住民記録システム(住民基本台帳に関する事務)」という記載がありますが、本日は、この第3番目のグループについての第三者点検の手続になります。資料1では、⑥の第7回個人情報保護評価部会(第三者点検)です。

従いまして、まずは、前回の第6回部会において、各委員からいただいたご意見、また⑤の市民からの意見に対する対応などを、こちらからご説明した上でご審議いただきまして、⑦の12月24日の「第18回情報公開・個人情報保護審査会」において、部会としてどのような報告書を提出するかというところまで進めればと考えております。

引き続きまして、資料2をご覧ください。こちらは、第3番目のグループの市民意見聴取の結果でございます。10月6日から11月4日まで、第1、第2グループと同様、全項目評価書をホームページで公表する方式で、市民意見を募集いたしました。残念ながら意見の提出はありませんでした。

なお、ホームページにおける実際の募集画面をコピーしたものを参考として配付させていただきます。なお、こちらにつきましては、前回の部会で、市民の意見が出るような何らかの工夫をしてほしい旨の発言がございましたので、今回の市民意見聴取から、

評価書上、特に分かりづらい言葉であると思われます「※」であるとか、特定個人情報の「移転」というような記号・言葉の意味を記載しました。

また、これまでも評価の時点では掲載していたのですが、何度か市ホームページのトップ画面にある「新着情報」の方にも、今現在、市民意見聴取を行っていますというようなことを掲示する工夫も行いました。

また、市民意見聴取と同時期に、部会の委員の皆様からも気づいた点があれば、何かしらの形で11月4日までに意見等をいただくことになっていたかと思いますが、そちらの方も意見等はありませんでした。

説明は、以上でございます。

【意見交換等】

(多賀谷部会長) 分かりました。意見がなかったのは残念ですね。

ただいまの説明について、何か、ご質問、意見等ございますか。

(なし)

(多賀谷部会長) それでは、次の議題に移りたいと思います。

◆議事(2) 全項目評価書の第三者点検について

(住民記録システム(住民基本台帳に関する事務))

(多賀谷部会長) それでは、議事(2)「全項目評価書の第三者点検について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

【事務局の説明】

(金森市政情報室長) 私からは、前回の第6回部会において、この住民基本台帳に関する事務に関し、どのようなご意見があったかをご説明したいと思います。

資料の3「全項目評価書(住民基本台帳に関する事務)」をご覧ください。

前回の部会では、大きく2点のご意見があったかと思います。1点目は評価書の書式等についてです。具体的には、評価書の書式が全体に見づらく、各地方自治体で改編することができないということが、市民等から見た場合、非常に分かりづらい、理解し難いことについて、何らかの工夫をお願いしたいということでもございました。

こちらにつきましては、先ほどご説明しましたように、資料2でございますが、これまでも、市民意見聴取を行うページに、部会の議事録や配付資料を公開するページのリンクを張るなどを行ってききましたが、それに加えまして、評価書上、特に分かりにくい言葉、「移転」や「※」についての意味を記載するようにしたところでございます。

また、2点目は、住民記録システム開発・保守サービス契約書の再委託の必要性等についてです。資料3の評価書の17ページの「再委託」欄をご覧ください。

この業務は再委託をしているということですが、これは再委託をしているということですが、前回の部会では、各種再委託に関する許諾について確認したいという意見がございましたので、本日、参考として、契約書等の資料を配付しました。

この点については、契約書を所管しています情報システム課からご説明します。

(上原情報システム課長補佐) 情報システム課課長補佐の上原と申します。よろしく申し上げます。それでは、住民記録システム開発・保守サービスにおける再委託について説明します。

千葉市では財政負担の軽減を主に目的としまして、平成24年度から住民情報共有システム、これは税、介護、福祉、住基、国保の業務になりますが、その再構築を行っており

ます。住民記録システムについては、開発期間が平成27年6月から平成28年12月まで。利用期間は平成29年1月から平成38年10月までとしまして、サービス利用契約という形で複数年度契約を締結しております。

契約先につきましては、富士通（株）千葉支社と（株）J E C C（ジェック）による企業連合でございまして、富士通（株）千葉支社が代表企業となっております。

再委託については、契約書第27条で一括再委託の禁止という項目、第1項で「乙は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」と規定しています。

また、第3項において、「乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない」と規定し、千葉市の承諾を受けることで、業務の一部であれば委託をすることが可能としております。

再委託に関する承諾願ということで、富士通からの委託先7社が記載されています。

続いて、再委託の範囲でございます。期間が平成27年6月30日から平成28年12月31日ということで、開発の期間となります。業務内容につきましては、住民記録システム各種機能、データ移行ツール、環境及びインフラの設計及び製造補助等となっております。進捗管理や課題管理、いわゆるプロジェクト管理と言われる主要部分については委託先の富士通が担うこととなっております。

続いて、再委託が必要な理由でございますが、大規模パッケージシステムでございますので効率的に開発を進めるということで、サブシステムごとにシステムを分割しまして、開発しております。サブシステムを製造した企業に事務の作業を行わせるもので、再委託が必要であるという理由となっております。

参考として、再委託先の主な業務範囲をお配りしましたが、どのような業務を行わせるかという内容が書かれております。

続きまして、委託に際し個人情報の保護措置ということで、契約書の第15条に、「乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない」と規定し、契約書の一部として取り交わしております。

個人情報取扱特記事項の第8に、再委託の禁止等を定めていますが、第2項で、「乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託先にと取り扱わせる場合には、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させるとともに、乙と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記しなければならない。」と定めています。

再委託に関する承諾書において、留意事項として、「受注者は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託先に取り扱わせる場合には、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させるとともに、受注者と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記しなければならない」としています。

次に、開発の体制図についてですが、主要な業務については、全て委託先の担当者を配置しております。また、サブシステムごとに委託先の担当者を配置しまして、進捗管理・課題管理などの主要な業務を行う体制となっております。

再委託の説明については以上になります。

【意見交換等】

（多賀谷部会長） ただいまの説明について、何かご意見はありますか。

（藤谷委員） 個人情報取扱特記事項の中に罰則の適用についての記載はありませんが、その理由を教えてください。千葉市個人情報保護条例では、委託先に対しても罰則の適用はありますよね。

(金森市政情報室長) 再委託先への罰則規定については、平成27年の第3回定例会で改正しましたので、契約の締結が行われた平成27年6月30日時点では、再委託先への罰則は適用されておられません。

(藤谷委員) 確かに再委託先についてはそのとおりですが、委託先への罰則については、適用があったと思います。

(金森市政情報室長) そのとおりです。本市では、千葉市個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準を定めていますが、その中では、委託先に関する罰則規定の記載はありませんので、今回の契約書の中における個人情報取扱特記事項において、個人情報保護条例に関する委託先への罰則規定について明記していない状況です。

(藤谷委員) 再委託先への罰則規定を考える前に、委託先との契約の中で個人情報取扱特記事項を締結しているのだから、その特記事項の中に罰則の規定が明記されていないのであれば、果たして、委託契約を締結する際に、委託先の事業者が個人情報保護条例上の罰則の適用があるということを認識しているのかということが問題です。

委託業者を募集する際に、その説明の中で、受諾をした場合には、委託業者に対しても罰則の適用がありますよ、と明記していれば委託業者は認識するでしょうが、おそらく、そのような説明はないような気がします。もし、そうであれば、特記事項の中に罰則規定に関して明記すべきだと思います。

なぜ、罰則規定のことがそれほど重要であるかと言いますと、やはり委託先に対してはきちんと、市民との契約と異なり、特に公である千葉市から受託する場合には、市民にも個人情報の取扱いに際して、罰則の適用がありますよ、ということで、心理的な抑止力を働かせることが重要です。それが、委託・再委託に関わるガバナンスのコントロールの重要な要素になります。このような意味で、現在の特記事項の中に罰則に関する事項が明記されていないことについて、改めていただく必要があると思います。今回の場合であれば、既に契約書は締結しているのではありますが、追加として、委託先に対しては、例えば、契約締結の当初から、条例上の罰則規定が及んでいますので、社内で再度確認してください、ということ明示して、抑止力は効かせる方が良いでしょう。

住民記録のシステムは、千葉市の各事務のいわゆる住民情報の基盤のシステムですから、そのぐらいは、行った方が良いでしょう。

また、法の罰則は遡及しないのが原則なので、この契約を締結したときには再委託先への罰則規定はありませんでしたので、契約期間が平成38年までであり、この平成38年まで再委託先への罰則が適用されないというのは、それはいかがなものかと思うのですが。

(多賀谷部会長) その契約をした後に、再委託先への罰則規定について条例が改正された場合に、一切罰則の適用ないのですか。

(金森市政情報室長) 罰則は適用されます。

(藤谷委員) 適用されるのですか。

(金森市政情報室長) 罰則規定については、そのことを知らなかったということで適用されないということにはなりません。

27年の第3回定例会で条例が改正され、再委託先への罰則規定に関して28年4月からの施行になりますので、施行後については、当然罰則規定は適用されます。

また、特定個人情報に該当する情報の漏えい等であれば、番号法施行後は、番号法の罰則規定が再委託先にも及ぶこととなります。

(多賀谷部会長) いずれにせよ、既に委託先には条例の罰則規定が適用されますし、今後は、再委託先にも条例の罰則規定が適用されることとなりますし、また、特定個人情報であれば、当初から委託先にも再委託先にも番号法上の罰則規定が適用されますよ、ということ、委託先にも再委託先にも、確認という意味できちんと示して、さらなる抑止力

を働かせることが必要ということですね。

(藤谷委員) それは、ぜひ行っていただきたいと思います。

(金森市政情報室長) 現在、個人情報取扱特記事項の変更を検討しておりまして、再委託先への罰則規定についても盛り込む方向で考えておりますので、当然、委託先への罰則規定についても明記していこうと考えております。

(藤谷委員) よろしく申し上げます。

(多賀谷部会長) 他に、何かございますか。

(なし)

(多賀谷部会長) それでは、「審議会への報告書案」について検討したいと思います。事務局の方で、案は作成されていますか。

(金森市政情報室長) 事務局案を配らせていただきます。

(多賀谷部会長) それでは、事務局からご説明申し上げます。

(金森市政情報室長) まず、構成につきましては、「1 審議事項」、「2 調査審議の内容」、「3 部会の意見」、「4 審議経過」、いずれも前回までと同じでございます。

特に、「3 部会の意見」については、この住民基本台帳に関する事務については、前回のシステムの刷新であったという部分も含めまして、これまでの報告書のように「なお書き」として整理しました「中間サーバーに関する事項」や「後期高齢者に関する広域連合のセキュリティーに関する事項」のような大きなご指摘はなかったと考えてございます。

したがいまして、これまでのような「なお書き」の表現は削除しました。読み上げますと、「番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉県個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なもの認められる」と考えてございます。

なお、後期高齢者医療事務について積み残しになってございました事項、前回、審議会(全体会)の方でも検討してくださいと言われた事項につきましては、この審議の後にご報告させていただく予定でございます。

説明は、以上でございます。

【意見交換等】

(多賀谷部会長) それでは、何かご意見ありますか。

(藤谷委員) 報告書案の別紙の1の「住民基本台帳システム開発・保守サービス契約の再委託の必要性について」ですが、罰則の点も含めて修正が必要かと思えます。

(金森市政情報室長) 分かりました。本日の審議を踏まえて修正させていただきます。

(多賀谷部会長) それでは、罰則について追加修正ということね。

(金森市政情報室長) はい。罰則については、本日議論がありましたので、何らかの形で記載が必要と考えていますが、文言については、整理させていただいて、委員の皆様へ送付したいと考えています。

(藤谷委員) 文章の全体の流れとしては、事務局案で良いと思うのですが、再委託の必要があったということ、あたかも審議会で承認したかのような表現になっているところが少し気になるですね。

(多賀谷部会長) その部分は、削除するということがいかがでしょうか。審議会として承認したということではなくて、実施機関から理由は聞きましたよ、ということです。つまり、審議にあたっては、その条件で実施機関が再委託を承諾したことを、審議会で確認したという形ではいかがでしょうか。

(金森市政情報室長) 分かりました。

(藤谷委員) 「部会での意見」欄の所ですが、「再委託先について、その必要性等につ

いて確認すること」と意見を出しましたので、「対応状況」欄で、再委託の必要性についてご説明をされているのですが、これが必要性の理由として、十分な表現かどうかと部分もありますので。

(多賀谷部会長) それでは、その部分は削除ということによろしいですか。

(藤谷委員) はい。要するに、部会としては、必要性は認められるとも言えないし、逆に、必要性は認められないとも言えないということになると思います。

ただ、これまでは、この程度で問題ないという認識であったかもしれませんが、今後については、その辺を厳密にチェックしていくこと自体は、セキュリティ上のコントロールに密接に結びついているのだと思います。その意味では、急激な変革は難しいかもしれませんが、ぜひご努力をいただきたい。

(金森市政情報室長) 分かりました。

(上原情報システム課長補佐) 承知しました。

(金森市政情報室長) 別紙につきましては、また改めて文案は送付させていただきますが、1番の対応状況の欄については、2行から3行目の「ことから」までは削除させていただいた上で、この下になお書きとして、先ほどの個人情報取扱特記事項における委託先への罰則規定について盛り込んだ形で文案を作成させていただきます。

(多賀谷部会長) それでは、別紙について修正した上で、皆様に送付して確認していただいた上で、確定ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◆その他(ア)

(後期高齢者医療事務に係る広域連合の標準システムの取扱い)

(多賀谷部会長) それでは、その他として事務局からお願いします。

【事務局の説明】

(金森市政情報室長) 10月26日の第17回審議会(全体会)において、「後期高齢者医療事務」、「介護保険に関する事務」、「国民健康保険に関する事務」、「国民年金に関する事務」の4つの事務の評価につきまして「現段階においては妥当」との答申をいただきましたが、その答申の中では、なお書きとして、「なお、広域連合のセキュリティを確保する仕組みについては、今後とも引き続き検討及び改善を進められたい」となっております。

この部分については、市としましても重く受けとめているところがございますので、この場をお借りしまして、対応方針等について、ご説明したいと考えております。具体的には、資料4の「部会委員からの質問事項について(第6回部会)」を使いまして、所管課からご説明させていただければと思っております。

【実施機関の説明】

(多賀谷部会長) それでは、説明をお願いします。

(大木健康保険課課長補佐) 健康保険課課長補佐の大木と申します。

それでは、資料4をご覧ください。10月5日の前回の第6回部会でいただきましたご質問について、回答の形でまとめてございます。

まず1点目の「委託業務を行う場所及びその内容について」でございます。個人情報を取り扱う業務を行う場所がデータセンター内、及び広域連合内のみであること、及び委託先・再委託先の会社内で行う業務の内容がプログラム構築など、個人情報を取り扱わない

業務に限定されていることの証拠について提示してもらいたい、という内容でございます。

こちらについては、個人情報を取り扱う業務を行う場所につきましては、別添「広域連合電算処理システム運用業務委託仕様書」により、広域連合事務所内とデータセンター内に限定していることを確認いたしました。

仕様書に、「5 業務の履行場所」がございますが、広域連合事務所、データセンターの2か所に限定しております。

また、個人情報の持ち出しを制限する内容につきましては、広域連合と委託者の間では別添「個人情報取扱特記事項」で、委託者と再委託者の間では別添の「お客様情報及び秘密情報管理に関する確認書」、「お客様情報及び秘密情報の保護に関する特約」により限定していることを確認いたしました。

「個人情報取扱特記事項」につきましては、こちらは広域連合と委託者の間で取り交わしている契約書の別紙という位置づけになりますが、特記事項の第9の作業場所の特定等の所で、こちらで持ち出しの禁止の規定を設けております。

委託者と再委託者の間の関係については、こちらは確認書と契約書の別紙になります特約という形で入れております。

「お客様情報及び秘密情報管理に関する確認書」では、6番目に情報管理という項目がございます。こちらで、利用場所ですとか、取り扱いについて委託者と再委託者の間で確認を行うということで、双方が書面でこの内容について確認するという体裁でございます。

また、「お客様情報及び秘密情報の保護に関する特約」では、第4条の10号から12号が該当します。電磁的データでの複写、物理的な撮影などについては、原則禁止していますが、持ち出しの禁止規定の内容について確認いたしました。

続きまして、2番目の「外部ネットワークとの分離について」でございます。標準システムが外部ネットワークと物理的に分離しているとのことであるが、同じLANのネットワークにインターネットを扱う端末と標準システムを扱う端末がつながっているという状況ではないか確認することということでございました。

こちらは、インターネットを扱う端末と標準システムを扱う端末は、別のLANで運用していることを確認しました。

3点目の「再々委託や再々々委託の相手方との契約関係について」でございます。再々委託先や再々々委託先に対する承諾書に形式的な不備があった件等を踏まえ、再々委託や再々々委託の相手方との契約において、それらの者が、市が委託先に対して要求していることと同じような義務が課されているかを確認すること、というご質問でございます。

これについては、再委託先と再々委託先の契約、再々委託先と再々々委託先との契約については、広域連合は目視による契約内容の確認を行っていたが、契約書の入手までは行っていなかったことを確認しました。つまり、委託者を通じて、契約書を見せてもらってはいますが、その写しの入手までは行っていないということでございます。

委託先と再委託先の契約については、「お客様情報及び秘密情報管理に関する確認書」、「別紙 お客様情報及び秘密情報の保護に関する特約」の写しを委託先から提出させて確認を取る措置というのを講じておりますので、今後はこれに準じまして、より適切な確認が行えるよう広域連合に要望して参りたいと考えております。

それから、4点目の「再委託先等に対する監査について」でございます。監査の内容が、システム面だけではなく、契約書等（承諾書や特記事項、承認申請書、履行体制図など）のチェックまで含めて行っているかを確認することというご質問をいただきました。

こちらについては、平成26年度、昨年度に監査を行っていますが、監査の対象に再委託先、再々委託先、再々々委託は含まれていなかったことを確認しております。

本市といたしましては、部会における議論を踏まえまして、再委託先以降の契約書等の

確認を確実にを行うよう広域連合に要望して参りたいと考えております。

既に広域連合とは接触しておりまして、広域連合におきましても、その点は課題だという認識は既に持っております。外部の目を通じたガバナンス強化ということで、既に広域連合の方でも問題意識は持って検討はしているということでございましたので、この点強く要望し、監査の実効性を確保というところで、申し出をして参りたいと考えております。

5点目の「広域連合からの資料提供について」でございます。千葉市個人情報保護条例により、附属機関の委員には一定の守秘義務が課されているにも関わらず、広域連合から提供された資料は黒塗りされていること、また、そのような資料は一般に情報公開請求すれば、当然に開示される（又は、開示請求しなくても一般に情報提供されうる）ものと考えられるにも関わらず、契約書を回収することについて、合理的、法律的な根拠は何か確認してほしいということでございます。

こちらについては、資料提供を行うことについては、自ら（広域連合）を組織する地方公共団体に対してであっても、自らの情報公開条例に基づく開示請求により提供するのが原則であること、今回の資料提供については、情報公開の手続きでは期間的に間に合わないことがあるため、条件付きでの資料提供としたというのが広域連合側の主張でございます。なお、黒塗りの部分については、広域連合の情報公開条例に照らして不開示情報に当たると広域連合側においては一時的には判断したということでございます。広域連合の情報公開条例第7条第3号アでございます。具体的な内容は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するのではないかとというのが広域連合側の一時的な条例の解釈でございます。

本市といたしましては、部会における議論を踏まえまして、情報公開の趣旨・目的に沿って対応するよう、広域連合に要望して参りたいと思います。

まず、開示請求により、提供するのが原則だということについては、そもそも情報公開というものは、条例の中でも一般的に目的規定というのがありまして、広域連合の諸活動を住民に説明する責務を全うし、もって住民参加の公正で開かれた行政を一層推進することを目的とする、と広域連合の情報公開条例第1条に規定されておりますので、その趣旨に照らして、公開の手続きがあるとしても、条例というのはあくまで目的に沿って解釈、運用するべきではないかなと考えております。それに照らしますと、この度の広域連合の対応は頑なに過ぎるのではないかなという印象は所管としても持っているところでございます。

また、今回黒塗りにされている所が不開示情報に当たるかどうかということについては、広域連合としても今回の部会での審議に協力する一定の意思はありまして、広域連合側から契約書の返却を求められている訳ではございません。契約書は引き続き本市が保有しております。もし、情報公開条例の手続きを踏んで、開示請求した場合に、開示・不開示については行政処分にあたりますので、はっきり争うということもできたのかもしれませんが、今回は、部会での審議で活用していただくというのが趣旨でございましたので、そちらの方を優先したのが実態でございます。

所管課としても、あくまで情報公開というのは目的、趣旨というのがありますので、その趣旨に照らして、手続でも解釈でも進めていくべきではないのかという考えのもと、今後とも広域連合には対して参りたいと考えております。

説明は、以上でございます。

【意見交換等】

（多賀谷部会長） それでは、 1の「委託業務を行う場所及びその内容について」です

が、作業場所を特定しているということですか。よろしいでしょうか。

(藤谷委員) 規定がそうなっているということ自体はそれとして、問題は規定どおり実施されているかどうか重要です。この点は、外部監査を行っているということですから、監査項目として、きちんとチェックしてほしいと要望したいと思います。

(多賀谷部会長) 次に、2の「外部ネットワークとの分離について」ですが、何かご意見はありますか。

(藤谷委員) 確認したということですが、証拠は何をもって確認したのですか。何を根拠に確認したということですか。

(多賀谷部会長) 広域連合からの聞き取りにより確認したということですか。

(稲垣委員) このような契約になっていることを確認した、ということですか。

(大木健康保険課課長補佐) 広域連合の担当者に確認を行いました。また、千葉市は広域連合の構成員として、各種会議で広域連合に出向くことはありますが、端末は、2種類分かれており、物理的に一つの端末で共有していることを確認しております。

(藤谷委員) 私がお聞きたいことは、1つの端末で共有しているかどうかということではありません。1つのネットワークの中に、要するにインターネット等を接続している端末もあれば、それからこのアプリケーションの端末も同じLANにつながっていることもあると、結局、日本年金機構と同じことが起こってしまうということです。ネットワークが分かれているかどうかなので、だから単純に言うと、広域連合のネットワーク構成図をきちんと確認すれば、それが別になっているかどうか分かります。

この点は、外部監査を行っているということですから、監査項目として、きちんとチェックしてほしいと要望したいと思います。

(大木健康保険課課長補佐) 分かりました。

(多賀谷部会長) 次に、3の「再々委託や再々々委託の相手方との契約関係について」ですが、何かご意見はありますか。今後は、要望していくということですが、これまで、再委託先、再々委託先の契約書は見ただけで、写しをもらっていないということですね。

(藤谷委員) 目視による確認って、どのようなことですか。

(多賀谷部会長) これでは、事実上、確認していないと言われても仕方ないですね。

(稲垣委員) この点は、写しを要求すればもらえるでしょうから、すぐにでもできる話ですね。

(多賀谷部会長) 委託先にすべてお任せするというのではなくて、きちんと写しを入手するよう要望してください。再々委託の契約書を入手することによって、広域連合においても、その責任も負うことが明確になるわけですから。

(藤谷委員) 広域連合にも、個人情報条例があると思いますが、委託先についての罰則の規定はありますか。おそらく、委託先に対する罰則規定はあると思うのですが、確認していただけないでしょうか。

(多賀谷部会長) おそらく、あると思います。

(藤谷委員) 市が委託先に対して要求していることと同じような義務を、広域連合も委託先に対して要求しているかについてですが、千葉市は再委託先に対しても条例で罰則を適用することとした及ぼすことにしたわけですから、それについては広域連合に対してもそれはぜひ今後条例を改正して、委託先・再委託先についてもコントロールを効かせてほしいということは要請していただきたいと思います。

例えば、この千葉市がやっている先ほどの住民記録については、再委託先に対しても罰則規定が及ぶけれども、広域連合で行っているものについて罰則規定は及ばないということであれば、千葉市民の立場からしてみれば、一部の重要な情報についてコントロールがアンバランスな状態になっていると感じられると思いますので、この点は、ぜひ要請を実

現していただきたいと思います。

(金森市政情報室長) 先ほどの、広域連合の個人情報条例については、委託先にも、再委託先に対する罰則規定もありません。

(藤谷委員) 委託先に対しての罰則はないのですか。その点については、早急な改善課題として、取り組んでいただきたいと思います。条例改正を含めた改善の要望ということで、千葉市は、広域連合もしばしば有力な構成員ということになるとと思いますから、ぜひ千葉市がイニシアチブをとって、改善を進めていただきたいと思います。

(多賀谷部会長) 個人情報保護に関する法でも、また、千葉市の個人情報保護条例でも罰則規定があるので、法制度に合わせて条例を改正してください、とそれは言うべきだと思います。この意見に対して、広域連合としても、反論しようがないと思います。

(金森市政情報室長) はい。

(稲垣委員) 広域連合にも議会があるのですか。また、条例はどのように制定されるのですか。

(金森市政情報室長) やはり、広域連合にも議会があります。各市の構成員の議員さんが、広域連合の議員に就任されていて、その議員の中に議長もいます。

(稲垣委員) 年に何回ぐらい開催されるのですか。

(金森市政情報室長) 特に定例会という形ではありませんが、年に数回、少なくとも予算・決算はありますので、それに合わせた開催はあると思います。

(藤谷委員) 想像ではありますが、形骸化しているのかもしれませんが、委託先への罰則規定がないことが分かった以上は、改善をぜひ早急に進めていただきたいと思います。

(多賀谷部会長) 次に、4の「再委託先に対する監査について」ですが、何かご意見はありますか。

(藤谷委員) この点は、先ほどと同じになりますが、外部監査を行っているということですから、監査項目として、きちんとチェックしてほしいと要望したいと思います。

(多賀谷部会長) 最後に、5の「広域連合からの資料提供について」ですが、何かご意見はありますか。

これについては、部会からの質問の趣旨があっていないというか、要するに情報公開で請求するという話になっていますが、藤谷委員が言ったのは、情報公開請求ですらオープンになっているということで、これは基本的に情報提供の話です。それで、広域連合が情報公開請求によって提供するという議論自体が、条例の解釈運用を基本的に誤っているとしか思えません。

(稲垣委員) 要するに、情報公開請求を問題にしているのではありませんよね。

(多賀谷部会長) これは、情報の提供の問題であり、情報公開条例に基づく開示請求でも何でもありません。広域連合のメンバーである千葉市に対して情報提供しないということ自体が、筋違いです。法律上、広域連合に強制的に入っているのですから、強制である以上、その広域連合の構成員である市町村は組織の一つですから、そこに情報提供をしないということ自体はあり得ないことだと思います。

(藤谷委員) やはり、なんらかの形で、部会からは審議会(全体会)にも上げていただいて、審議会から実施機関に対して、広域連合の見解についてはやはり遺憾であると意見を言ってもよいのではないのですか。実施機関としては、審議会から意見をもとに、広域連合に対して、今後は情報提供として真摯に応じていただきたい、要望しても良いのではないのでしょうか。

私としては、千葉市の実施機関に対しては、担当者の方が頑張っていたということ、とても評価をしています。ただ、私はこれまでのプロセスにおいて、千葉市として千葉市民の個人情報をどのように守るかについての能力と体力を鍛えていると言って良い

と思います。

しかし、この所は、もう一步突き詰める必要があるのだと思いますので、部会から審議会（全体会）へ上げて、審議会の会長として、何か意見を述べた方が良いのではないのでしょうか。

（稲垣委員） 審議会（全体会）は公開の会議ですが、公開の場に資料を提供してほしいということではなくて、あくまで、広域連合の組織の一員として情報提供していただきたいということですね。

しかし、情報提供を受けた資料を公開の会議の場で全部公開してしまうと、広域連合の情報公開条例との関係から問題はありますので、その点は考慮する必要がありますね。

（多賀谷部会長） 例えば、千葉市の組織の中で、ある局から別の局へ情報提供するにあたって、千葉市の情報公開条例に基づいて提供するかどうかの判断を議論しているようなことですね。そして、最後の所ですが、「情報公開の趣旨・目的に沿って対応するよう、広域連合に要望していく」と回答されていますが、これもおかしいですね。本来、情報公開とは全く関係ない話です。

（金森市政情報室長） 本来、内部手続といいますか、組織としてのガバナンスの話になる部分がありますので、広域連合の回答に合わせた表現にさせていただきました。

（藤谷委員） これは情報公開請求の問題ではなく、情報提供の問題ですから、広域連合に対しては、千葉市の意向を受け入れてもらえるように動くべきではないでしょうか。

やはり、審議会として、広域連合に関しての文書を出すこと自体が大きな抑止力につながると思います。千葉市の担当課の方が一生懸命に動いていただいていると思いますが、これが限界ということであれば、審議会として何らかメッセージを出すというも一つの方法ではないでしょうか。

（金森市政情報室長） 本日の議論は議事録として公開されますので、それも踏まえまして、まずは、広域連合に当たっていくことから始めていきたいと考えております。

（多賀谷部会長） これは法律論ではなく、最終的には政治的な話になるかと思えます。

（金森市政情報室長） これは、我々千葉市も含めた広域連合の組織体としての情報提供の方法として、広域連合と論議をしていきたいと思えます。

（多賀谷部会長） 少なくとも5の「広域連合からの資料提供について」の回答部分については、修正する必要がありますね。よろしくお願いします。

◆その他（イ）（議事録の確定）

（多賀谷部会長） その他、事務局の方で何かありますか。

（金森市政情報室長） 議事録の確定方法でございますが、後日、本日の議論を踏まえまして、議事録（案）を作成したいと思えます。特に、非公開にすべき部分につきましては、しっかりと明示した上で、委員の皆様にお送りいたしまして、意見を頂戴したいと考えてございます。

いただいた御意見をもとに、修正案を作成し、その確定については部会長さんに一任ということでお願いしたいと存じております。よろしいでしょうか。

（異議なし）

（多賀谷部会長） それでは、最終確定については、私にご一任いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第7回特定個人情報保護評価部会を終了いたします。

（金森市政情報室長） 本日は、慎重にご審議をしていただき、まことにありがとうございます。今後とも、何とぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

——了——